

大阪府内水面漁場管理委員会第164回委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月22日（水） 午後3時00分から
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎50階 迎賓会議室
- 3 出席委員 辻野耕實、坂口俊博、奥一治、橋本俊哉、森下雅子、鶴田哲也、
門口康次
- 4 府関係者 北川辰弥、今田久美、井上実
平松和也（生物多様性センター）
- 5 事務局 井坂浩一、久保佳洋、笹島祐史
- 6 議事事項 令和3年度マス類増殖計画について
- 7 議事概要
事務局
(井坂書記長)
- 定刻となりましたので、第164回大阪府内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。お忙しい中、また今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い緊急事態宣言が発出される中、ご出席いただきありがとうございます。
- 私は、4月に本委員会の書記長を拝命しました井坂でございます。
- まず、注意事項として会議中は携帯電話をお切りいただくか、マナーモードをお願いいたします。
- 本日は、委員8名のうち、7名が出席でございますので、本日の会議が有効に成立していることをご報告いたします。
- 本会は令和3年度の最初の委員会です。この間、委員や水産課の職員に異動等がありましたので、まず初めにご紹介させていただきます。
- まず委員の異動ですが、関委員が私事都合により3月末をもちまして辞任されました。その後任として、大阪府釣団体協議会の理事をされております門口康次委員に、遊漁者代表として4月30日付けで就任いただいております。
- 門口委員一言ご挨拶をお願いします。
- 門口委員 大阪府釣団体協議会からきております門口です。釣り人の代表として参加させていただきます。よろしくお願いします。
- 事務局
(井坂書記長)
- 続きまして、大阪府水産課幹部にも異動がございました。4月1日付けで水産課長に就任された北川課長でございます。

北川水産課長 水産課長の北川です。皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。
事務局 本日は、大阪府立環境農林水産総合研究所から、平松生物多様性センター
(井坂書記長) 一長にご出席をいただいております。

平松生物多様性センター長 平松です。どうぞよろしくお願ひします。

事務局 本日の議題は、お手元の次第にありますように、「令和3年度マス類増殖計画について」でございます。
(井坂書記長) それでは辻野会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

辻野会長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
コロナの影響で前回は3月に委員会指示を出して以降、半年間、委員会が開かれず、半年ぶりの委員会です。

ただ今から、大阪府内水面漁場管理委員会第164回委員会を開催させていただきます。議事に入ります前に、大阪府内水面漁場管理委員会規程第6条第2項により、私から議事録署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人として 坂口委員、橋本委員のご両名にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

「令和3年度マス類増殖計画について」審議したいと思います。

増殖計画については、水産庁長官の技術的助言において「委員会が、毎年その年度の増殖目標量を漁業権者に示し、公報で公示する」とされております。本日は、この増殖目標量についてご審議いただき、決定したいと思います。

はじめに、マス類の増殖目標を設定する根拠と昨年度の実績等について、水産課から説明をお願いします。そのあと、令和3年度のマス類増殖目標を事務局から説明していただきたいと思ひます。

水産課 水産課の井上です。配布させていただいた参考資料1-1から1-7まで
(井上) を用いて、令和3年度マス類目標増殖量の概要、令和2年度の実績、各河川の状況等について説明します。

まず、資料1-1でマス類増殖目標（概要）をご覧ください。（2）内水

水産課

(井上)

面の第5種共同漁業権を免許するにあたり、漁業法第168条の規定で、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該免許を受けたものが当該内水面で水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならないとされています。

続いて(3)免許時の増殖指針については、漁業権の免許時、前回は平成30年ですが、この時に水産庁の技術的助言をうけて、水産動植物の種類、増殖方法、規模等を内容とする増殖指針を知事が策定して公表しています。技術的助言の内容に関しては、参考資料1-3の21ページのハッチング部分に記載されており、免許申請者の便宜を考慮して別途知事が公表することになっています。

次に、増殖基準量については、昭和53年8月1日付けの大阪府水産室が定めた内水面における増殖基準量に関する考え方を引用し、河川5㎡あたりマスが1尾生息するというので、生息基準量から算出しています。この考え方については参考資料の1-4に示しています。1-4①は増殖指針、1-4②は増殖基準量の考え方となっています。

参考資料1-1の1(4)の毎年の目標増殖量について説明します。参考資料1-4②をご覧ください。マス類の増殖基準量は、年間10回放流することを想定し、河川面積、マスの生息可能量等から計算することとしています。参考資料1-3の7(5)のイに記載されているとおり、毎年度の目標増殖量は、漁業権免許後は漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が毎年度の目標増殖量を各漁業権者に示し、委員会名で目標増殖量を公報で公示するように指示されています。委員会が目標増殖量を決定する際には、漁場環境の変化、天然再生産、技術的調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力を勘案し、適正なものとするように書かれています。

参考資料1-1の1(5)に目標増殖量を達成できない場合の規定について書かれています。

(5)のアで漁業法第169条に知事は漁業権者が増殖を怠っているときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞き、増殖計画を定めて増殖すべきことを命ずることができ、命令に従わない場合は漁業権を取り消さねばならないとあります。

新型コロナウイルス緊急事態宣言発令による休業を行った結果、目標増殖量を達成できなかった場合の取り扱いについては、国の見解を確認し、

水産課
(井上)

令和2年5月28日の内水面漁場管理委員会の委員協議会で委員からの意見を聞いて参考資料1-5のとおり、取扱方針を決定しています。内容としては、放流実績の報告時に目標を達成できなかった漁協は、当初の設定増殖目標を変更せず、その理由、前年に比べて営業期間内の営業日数の減少、遊漁者の減少数を明確にする。理由が妥当な場合は内水面漁場管理委員会において放流実績を了承し、翌年度の増殖目標はコロナウイルスの影響前の実績をもとに設定することとしている。

参考資料1-1の2で令和2年度のマス類漁業の実績と河川の過去の状況について説明します。河川利用者数と遊漁券発行状況については令和元年と2年の状況を示しています。資料1-6のマス類漁業権漁場の令和2年度の増殖実績を見ると、能勢町漁協は令和2年度に全期間休業された関係で、目標増殖量300kgのところ令和2年は放流量が0、令和元年度は利用者数が315人でしたが、2年は河川利用者数と遊漁券発行数も0になっています。令和2年の秋季については営業を再開していると聞いています。止々呂美漁協では、目標量240kgのところニジマス820kgを放流しています。河川利用者数、遊漁券発行枚数は令和元年が1669人・枚が令和2年は923人・枚に減少しています。安威川上流漁協では目標量150kgで、ニジマス120kg、アマゴ140kgの計260kgを放流し、河川利用者数は令和元年が3375人、令和2年は700人に大きく減少し、遊漁券発行数は2501枚が158枚に減少しています。芥川漁協では目標量810kgで、ニジマス21630kg、ヤマメ250kg、イワナ150kg計22030kgを放流し、河川利用者数は令和元年23000人が令和2年は20000人にやや減少し、遊漁券発行数は10183枚が11469枚にやや増加しています。尺代漁協では目標量150kgで、ニジマス1570kg、アマゴ1320kg、イワナ40kgの計2930kgを放流し、河川利用者数は令和元年5560人が令和2年は5350人に、遊漁券発行数は2431枚が2375枚になり、横這いです。

安威川、芥川、尺代に米印をつけていますが、これは小学生の団体割引、子供、家族で父親のみの釣りなどで、利用者数と発券数の数字が一致しない場合を表しています。

実績については、能勢町漁協ではコロナウイルスによる全面的休業により、増殖目標を達成できておらず、昨年作成した取扱方針から、コロナによる利用者数の減少はやむを得ないものと考えています。コロナの影響

で、他の漁協についても、目標増殖量は達成しているものの、利用者数や遊漁券発券数の減少が見られます。

目標増殖量を大幅に上回っている漁協があります。これは大阪府の河川利用は釣り堀的な利用で、団体客や利用者に応じて追加で魚を放流するため、釣り客の多い漁協では放流量が増加します。

水産課
(井上)

参考資料1-1の2の(3)の河川状況については、参考資料1-7に各漁協から報告のあった内容を記載しております。能勢町漁協からは河川状況の報告はなしですが、カワウの被害はある。コロナの営業で休業。

土々呂美漁協からは河川状況の報告はなしですが、カワウの被害はマスの放流が減ったので、被害も少なくなったそうです。4月3日から営業を開始したが、緊急事態宣言で4月18日以降休業し、営業1か月少々で売り上げが激減した。

安威川上流漁協ですが、上流の採石業者の汚濁水が漁業に影響した。カワウは釣り残しの魚を狙って飛来しました。釣り客は横ばいだが、魚のつかみ取りや塩焼きイベントが中止になりました。

芥川漁協から河川状況の報告はなしで、カワウの被害は多大であった。コロナで大人数のイベントは中止、団体客は少なく、個人客は増加した。尺代漁協では夏は川遊びで来場が多く、ごみ掃除を実施。8月の大雨による釣り場の点検が必要で、茨木土木事務所と共同で実施した。カワウは朝夕に飛来し、追い払った。コロナで4月27日から営業を休止し、4月は40%減、5月は100%減だった。

水産課からの説明は以上です。

海区委員会
(久保)

海区委員会事務局の久保です。

水産課の説明のとおり河川状況については大きな変化はないとのこと、安威川漁協で若干濁りがひどくなっているとのことでした。実績については、コロナの影響が顕著な能勢町漁協のような漁協もありました。河川状況に大きな変化はないので、参考資料1-4①で水産課が増殖基準量について計算した結果を表に示しています。能勢町漁協300kg、土々呂美漁協240kg、安威川上流漁協150kg、芥川漁協810kg、尺代漁協150kgで、これを令和3年の目標量として、各漁協の状況を考慮した増殖基準量としたいと思います。コロナの影響も続いておりますが、ニュースでは今月末に緊急事態宣言も解除される可能性もあります。秋からの営

業再開の可能性もあり、これまで通りの数値を案として委員会資料にあげさせていただきます。ご審議のほどお願いします。

辻野会長 ありがとうございました。ただ今、水産課から関係法令、毎年の目標増殖量、事務局から令和3年の目標増殖量等について説明いただきました。これについて、ご質問・ご意見等は、ございませんでしょうか。

森下委員 参考資料1-4②にある増殖基準量の考え方で、右下の表の安威川漁協のマス類の計算による増殖基準量(kg)が390kgであるのに、各組合の経営状況等を勘案した増殖基準量(kg)が、安威川だけが150kgと少ないのはなぜでしょうか。経営状況を勘案してという理由ですが、その理由は何でしょうか。

水産課
(井上) これについては、なぜ計算値から数値を減らしているのかについては、策定当時の状況がわからないので、調べて報告します。

事務局
(久保) この数字は安威川ダムの建設がすすみ、ダムに使われる面積も含めて計算しているので390kgになります。工事もすすみ、来年からダムに水をためるので、ダムに浸かる流域面積を勘案して引いて計算したのが150kgです。(文末に訂正あり)

森下委員 それではダム建設による漁場面積が減ったので目標増殖量を減らしていると明記してはどうでしょうか。備考欄の理由では、経営状況とか実績での減少と受け取られるので、明確に書かれる方がいいと思います。

事務局
(久保) 説明不足で済みません。ダム工事の経緯や、当時そこでマスの放流ができないとの組合からの申し出により勘案した数字です。

辻野会長 ダムができれば、漁業権の面積はどうなりますか。

事務局
(久保) 水産庁にダム計画ができたときに確認したところ、組合の今後の運用もあるが、その見解として、ダムができると、川幅が増し、水量が増えるが、河川形態が変わっただけということで、漁協がそのまま使用するなら、漁

業権区域のダムの上流・下流の基点を定め、その面積を抜く必要はない。漁協からの申し出によりその部分を除いてほしいということであれば、変更する。河川形態の変化で利用実態も変化し、今までのやり方を基準に、水の溜まり方などを見て、生物多様性センターの協力を得て、水産課で漁場計画を立ててもらふことになる。

辻野会長 漁業権の面積によって放流目標量390kgが出ていますが、ダムができてその区域の変更がなければ、計算上では390kgになるんですね。

事務局 (久保) ダムで幅が広くなり、河川の形態や利用の仕方が変わりますので、計算上の㎡当たりの尾数ではそうなりますが、深さも増えて、その他の要因、マスの生息のしやすさも変わるので、面積により単純に計算するのではなく、変化を考慮して計画をたてる必要があります。

辻野会長 目標の数字であって、計算途上では大きな数字が出てきますね。そのあたりの説明をきっちりしていただくのが必要ですね。

事務局 (久保) 森下委員の指摘の備考欄にあるように、組合がダムエリアをどう利用するかで数値は変わってきます。数字が増減するので、審議の際に根拠ある資料を準備します。

辻野会長 ダムの利用方法で将来的には同じ数字が出てくることもあるということですね。

鶴田委員 面積を計算するとき、アユですと、生息匹数を生息地域の面積で計算していたが、ダムができるとマスの場合は生息可能な場所ができ、生息可能な面積が変わってくると思うが、そのあたりを計算していただきたい。

事務局 (久保) そこについては専門的な知見が十分でないので、生物多様性センターの協力を得て、どの程度生息できるか考えて、計算していきたい。

辻野会長 生物多様性センターと相談してやってください。

辻野会長 他にございませんか。ただ今、説明がございました内容で了承するということで、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

辻野会長 ありがとうございます。環境的にはあまり変わっていないということで、コロナの関係もありますが、目標増殖量は同じ数字ということです。

それでは、ただ今の議案につきましては、令和3年度のマス類の増殖目標量は、事務局からの提案数値として、本委員会として了承とさせていただきます。公報掲載の手続きを進めてください。これをもちまして、本日の議案の審議は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局 ありがとうございます。

(井坂書記長) 今後の委員会ですが、1月に「アユの増殖目標」を、3月に「コイヘルペスのまん延防止の観点からの委員会指示」についてご審議頂くことを予定しております。それぞれ、日程はあらためて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

辻野会長 本日の委員会を閉会します。

(訂正)

上記下線部分を次のとおり訂正することについて、令和4年3月24日開催の内水面漁場管理委員会に報告し、了承を得ています。

(訂正内容)

「経営状況を勘案」は、平成30年度の増殖指針の策定の際、計算による増殖基準量では達成が難しいとの安威川上流漁業協同組合の声を受け、過去の放流実績と経済状況を踏まえ、減量しているものです。